

新潟市空き家活用推進事業

福祉活動活用タイプ（地域の茶の間）補助金交付要領

（総則）

第1条 新潟市空き家活用推進事業に係る福祉活動活用タイプのうち、地域の茶の間の開催に関する補助金の交付については、新潟市空き家活用推進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

（目的）

第2条 空き家を有効に活用して地域の茶の間を開催し、子どもから高齢者、障がい者等の閉じこもり予防や多世代交流および地域の助け合い意識の醸成を促進することで、市民が安心して安全な生活を送ることができるよう、支え合う地域づくりの推進を図ることを目的とする。

（定義）

第3条 この要領において、「地域の茶の間」とは、子どもや高齢者、障がい者等だれもが気軽に集まることのできる通いの場であり、新潟市地域の茶の間支援事業実施要綱に基づく活動を行うものをいう。

（補助事業の要件）

第4条 要綱第3条の規定による市長が別に定める補助事業の要件は、空き家において対象リフォーム工事を行うこととする。

2 要綱第2条第2号の規定による市長が別に定める対象リフォーム工事の要件は、以下に掲げるものとする。

（1） 地域の茶の間の開催に必要な部分の改修であること

（2） 補助金の交付の決定を受けた後に着手する工事であること

(3) 補助対象経費の合計が10万円以上であること

(4) 市内に本社、本店、支店若しくは営業所を有する法人（工事見積書の内訳証明書及び契約書において市内の住所が確認できるものに限る。）又は市内に住所を有する個人事業主に発注するものであること

ただし、法人の場合は、対象リフォーム工事は自社によるものでないこと

(空き家の要件)

第5条 要綱第2条第1号の規定による市長が別に定める要件は、以下に掲げるものとする。

(1) 長屋又は共同住宅でないこと

(2) 自治会館等の集会所でないこと

(3) 登記の全部事項証明書（建物）又は登記情報サービスによる登記情報により空き家の所在が確認できるものであること

(申請者の要件)

第6条 要綱第2条第4号の規定による市長が別に定める申請者の要件は、以下に掲げるものとする。

(1) 地域の茶の間を開催するグループの代表者であること

(2) 子どもや高齢者、障がい者等、対象者を限定せずにだれでも自由に参加でき、1回当たり概ね10人以上参加する地域の茶の間を概ね月1回以上（新潟市地域の茶の間支援事業実施要綱第3条第2号に基づく週1回タイプの補助を受ける場合は、高齢者が概ね10人以上参加する地域の茶の間を概ね週1回以上）定期的に開催すること

(3) 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第

2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと

（4） 市税を完納していること

（補助対象経費）

第7条 補助金の補助対象経費は空き家の対象リフォーム工事に係る経費で、要綱第4条

第1項第3号の規定による市長が別に定めるものは、以下に掲げるものとする。

（1） 土地、建物の購入又は賃貸借に係るもの

（2） 家具（カーテン及びブラインドを含み、造り付けのものを除く。）、電化製品（エアコンを含む。）、暖房器具及び照明器具等の備品に係るもの

（3） 電信、電話及び通信等設備に係るもの（建物内の工事に係るものを除く）

（4） 下水道接続及び浄化槽設置並びに雨水浸透ます及び雨水タンクの設置に係るもの

（5） 消防用品（消火器など）及び防災用品の購入・設置に係るもの

（6） ハウスクリーニング、排水管清掃、シロアリ駆除、設計、工事監理及び申請手数料など工事請負以外に係るもの

（7） 外構（バリアフリー化に係るものは除く）、植栽（植樹、剪定など）及び地域交流活動の用に供さない別棟の建築物（車庫、物置、倉庫など）に係るもの

（8） 太陽光発電システム及びペレットストーブの設置に係るもの

（9） その他補助の対象として市長が不相当と認めるもの

（事業計画書の添付書類及び交付申請の申請書類等）

第8条 要綱第7条第1項の規定による市長が別に定める事業計画書に添付する書類は、

以下に掲げるものとする。

(1) 新潟市地域の茶の間支援事業実施要綱第6条第1号又は第13条第1号及び第2号の規定による事業計画及び収支予算書

(2) 工事実施後の地域の茶の間の用に供する部分が確認できる図面

2 要綱第8条第1項の規定による市長が別に定める補助金交付申請書及びその他書類は、以下に掲げるものとする。

(1) 補助金交付申請書（要領別記様式第1号）

(2) 対象リフォーム工事に係る工事見積書（請負契約書）の内訳証明書（要領別記様式第1号の2）

(3) 耐震改修計画書（要領別記様式第1号の3）、耐震改修に係る図面及び計算書（耐震改修を行う場合に限る。）

(4) 当該空き家の全景写真（申請時点の状況が確認できるものに限る。）

(5) 対象リフォーム工事を行う場所の現況を示す写真

(6) 当該空き家の登記の全部事項証明書（土地及び建物）又は登記情報サービスによる登記情報（申請日前3か月以内に発行されたものに限る。）

(7) 新潟市制度用の納税証明書（申請した会計年度に発行されたものに限る。）

(8) その他市長が必要と認めるもの

3 前項第7号に定める書類は、申請者が以下に掲げる場合は除くものとする。

(1) 公益法人、社会福祉法人及び非営利型法人

(2) 新潟市内に事務所・事業所等や住所等若しくは把握可能な資産がない、又は設立間もないなどにより新潟市税の課税がないことが推定される法人及び個人

(3) 非課税や減免などにより通常、納税がないことが推定される団体（自治会・町

内会、地域コミュニティ協議会、マンション管理組合など)

- 4 第2項第7号に定める書類が申請書提出時に発行できない場合、要綱第13条第1項の規定による実績報告書の提出までに、提出すること。

(実績報告の報告書類等)

第9条 要綱第13条第1項の規定による市長が別に定める実績報告書及びその他書類は、以下に掲げるものとする。

- (1) 実績報告書(要領別記様式第2号)
- (2) 対象リフォーム工事を含む工事請負契約書の写し
- (3) 補助対象経費の支払いが確認できる書類(領収書の写し、銀行の振込明細書の写し、通帳の写し、その他これらに類するもの)
- (4) 対象リフォーム工事を行う場所の工事前写真(申請時点の状況が確認できるものに限る。)
- (5) 対象リフォーム工事が行われた場所の工事後写真
- (6) 承認を受けた事業計画の内容又は交付決定を受けた補助事業の内容を変更した場合(軽微な変更の場合に限る。)は、当該変更の内容が確認できる書類
- (7) 耐震改修計画書を提出し、耐震改修を行った場合は、耐震改修工事証明書(要領別記様式第2号の2)及び耐震改修工事の工事写真
- (8) 建築基準法(昭和25年5月24日法律第201号)第6条第4項に規定する確認済証の写し(対象リフォーム工事の実施にあたり、同条第1項に規定する確認の手続き(建築基準法第87条において準用する場合を含む。))が必要な場合に限る。)
- (9) 社会福祉法人新潟市社会福祉協議会から交付される地域の茶の間・ふれあい

いきいきサロン助成事業交付決定通知書の写し又は新潟市地域の茶の間支援事業実施要綱第 14 条の規定による交付決定通知書の写し。

(10) その他市長が必要と認めるもの

- 2 前項第 9 号に規定する通知書が要綱第 13 条第 2 項の規定による実績報告書の提出期限までに交付されない場合、その交付を受ける対象となる活動を開始することを約する書類を添付するとともに、当該書類が交付された場合は、速やかにその写しを提出すること。

(その他)

第 10 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和 6 年 5 月 20 日から施行する。

(この要領の失効)

- 2 この要領は、令和 9 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

年 月 日

（宛先）新潟市長

（申請者） 〒

住 所

（法人等にあつては所在地）

ふりがな

氏 名

（法人等にあつては名称及び代表者の氏名）

電話番号

E メール

新潟市空き家活用推進事業 補助金交付申請書

空き家活用推進事業補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。なお、本申請書及び添付書類に記載の事項は事実と相違ありません。

活 用 の タ イ プ	福祉活動活用タイプ								
用 途									
事 業 計 画 承 認	年 月 日 第 号								
事 業 計 画 又 は 施 設 の 名 称									
空き家の所在地	新潟市 区								
耐震改修の有無	☐ 耐震改修なし ☐ 耐震改修あり								
補 助 対 象 経 費 (A)	<table border="1"> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table> 円（第三面より）								
補 助 金 申 請 額 (B)	<table border="1"> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td>0</td><td>0</td><td>0</td> </tr> </table> 円（第三面より）					0	0	0	
				0	0	0			
着手予定年月日	年 月 日								
完了予定年月日	年 月 日								
情報の公表の内容 方 法 及 び 時 期	（本補助金により事業を実施している旨の公表の方法・時期を記載してください。）								

（申請者が、申請等事務手続きを代行者に委任する場合はご記入ください。）

下記の者を本申請に係る申請等事務手続きの代行者として委任します。				
手 続 代 行 者	住 所	〒		
	会 社 名		ふりがな 担当者名	
	電話番号		E メール	

対象工事に係る仕様書

＜リフォーム工事の内容＞

外部			
工 事 種 別		工 事 概 要	
①	屋根リフォーム		
②	外壁リフォーム		
③			
④			
内部			
室 名		改修部位	工 事 概 要
⑤		☐ 床	
		☐ 壁	
		☐ 天井	
		☐ その他	
⑥		☐ 床	
		☐ 壁	
		☐ 天井	
		☐ その他	
⑦		☐ 床	
		☐ 壁	
		☐ 天井	
		☐ その他	
⑧		☐ 床	
		☐ 壁	
		☐ 天井	
		☐ その他	
⑨		☐ 床	
		☐ 壁	
		☐ 天井	
		☐ その他	
⑩		☐ 床	
		☐ 壁	
		☐ 天井	
		☐ その他	

＜補助金申請額の計算＞ 税抜きで記載してください。（消費税は補助対象外となります。）

項 目		金 額					備 考
(A)	補助対象経費 工事見積書（請負契約書）内訳証明書 の補助対象経費合計欄の額					円	第一面の (A)欄へ
(B)	補助金申請額 補助上限額①と②のいずれか低い 額			0	0	0 円	第一面の (B)欄へ
補助上限額①：補助対象経費の 1 / 3 の額（千円未満切捨て）							
補助上限額②：耐震補強の有無による上限額							
☐ 耐震補強あり 200 万円 ☐ 耐震補強なし 100 万円 上限額を記載 → 万円							

＜補助対象要件に関する確認事項＞（項目を確認し、□に✓印を記入してください。）

確認	確認項目
☐	当該空き家は、申請日前 3 ヶ月以上の間、そのすべてが常態として人の居住又は使用に供されていません。
☐	当該空き家は、建築工事の完了から起算して 1 年以上経過し、居住又は使用に供されたことがあります。
☐	申請者本人及び団体等の構成員に暴力団員又は暴力団等と関係を有する者はいません。また、必要に応じて、市が警察に照会する場合は、別途必要な書類の提出をします。
該当者のみ ☐	住宅の所有者から、補助事業の実施について承諾を受けています。 （所有者が申請者と異なる場合）
☐	上記の他、申請の内容は本補助金の要綱及び要領に定める各条項に適合します。

工事見積書（請負契約書）の内訳証明書

年 月 日

（宛先）新潟市長

（工事業者）住 所
会 社 名
代表者名

申請者 様の空き家活用推進事業補助金の申請に係る
工事の内容及び工事費の内訳は、下記のとおりであることを証明します。

工事の内容及び内訳明細表

補助対象経費	
工事種別	金額（税抜）
屋根リフォーム	円
外壁リフォーム	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
補助対象経費合計（A）	円
補助対象外経費（a）（その他工事）	円
合計（A）＋（a）	円
消費税	円
見積額 合計	円

〈確認事項〉（項目を確認し、□に✓印を記入してください。）

確認	確認項目
☐	上記の内訳に他の助成事業と補助対象経費を重複して補助金交付を受けている又は受ける予定のものは含まれておりません。
※「重複」とは、同一の箇所・部位の同一の工種・項目又は同一の補助対象経費において他の補助金を併用して受給していることをいう。 併用している助成事業がある場合は、事業名を記載してください。	

年 月 日

（宛先）新潟市長

（申請者） 〃
住 所
（法人等にあつては所在地）
ふりがな
氏 名
（法人等にあつては名称及び代表者の氏名）
電話番号

新潟市空き家活用推進事業 耐震改修計画書

空き家活用推進事業の実施にあたり、耐震改修工事を下記のとおり計画しているので、次のとおり耐震改修計画書を提出します。なお、本計画書及び添付書類に記載の事項は事実と相違ありません。

事業計画又は 施設の名称			
空き家の所在地			
規模		地上 階	延べ面積 m ²
構造種別		☐ 木造 ☐ 鉄骨造 ☐ 鉄筋コンクリート造 ☐ 鉄骨鉄筋コンクリート造	
耐震改修の計画		☐ 昭和 5 6 年 5 月 3 1 日以前に建築され、又は工事に着手したものであつて、申請時点において、所要の耐震性能を確保していないことを確認しています。 ☐ 耐震改修工事を実施することにより、所要の耐震性能を確保する計画であることを確認しています。	
耐震 性能の 評価者	上記内容について確認していることを証明します。		
	建築士登録番号	種 別 ☐ 一級 ☐ 二級 ☐ 木造 登録番号 大臣・	知事登録第 号
	氏名		
	建築士事務所名		
	所在地		

注) 耐震性能の評価は、建築物の耐震改修の促進に関する法律(改正平成 1 7 年法律第 1 2 0 号)及び同法に基づく基本方針・技術指針に基づく評価によること
注) 当該建築物を設計することができる資格を有する者が証明すること

年 月 日

（宛先）新潟市長

（補助事業者）〒

住 所
（法人等にあつては所在地）

ふりがな
氏 名
（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

電話番号

Eメール

新潟市空き家活用推進事業 実績報告書

年 月 日付 新住G 第 号の2 で交付決定のあった空き家活用推進事業補助金について、補助事業が完了したので次のとおり報告します。なお、本報告書及び添付書類に記載の事項は事実と相違ありません。

活用のタイプ												
用途												
事業計画又は施設の名称												
空き家の所在地	新潟市 区											
耐震改修の有無	☐ 耐震改修なし ☐ 耐震改修あり											
項目	交付決定通知書に記載された額						実績額					
補助対象経費(A)						円						円
交付決定額	0 0 0 円											
交付算定額(B)	※交付算定額は交付決定額以内の額 (交付算定額≦交付決定額)						0 0 0 円					
着手年月日	年 月 日											
完了年月日	年 月 日											
情報の公表の状況	(本補助金により事業を実施している旨の公表の実施状況を記載してください。)											

補助金の交付先 (振込先)	金融機関名	(金融機関名) (本・支店名)												
	預金種類・口座番号 (右詰めで記入)	☐ 普通 第 <table><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 号												
	フリガナ													
名義人														

※振込先の名義人は原則として、補助事業者と同一としてください。

年 月 日

（宛先）新潟市長

（補助事業者） 〃

住 所

（法人等にあつては所在地）

ふりがな

氏 名

（法人等にあつては名称及び代表者の氏名）

電話番号

新潟市空き家活用推進事業
耐震改修工事証明書

空き家活用推進事業にあわせて、耐震改修工事を下記のとおり実施しましたので、提出します。
なお、本計画書及び添付書類に記載の事項は事実と相違ありません。

事業計画又は 施設の名称					
空き家の所在地					
規 模		地上	階	延べ面積	m ²
構造種別		☐ 木造 ☐ 鉄骨造 ☐ 鉄筋コンクリート造 ☐ 鉄骨鉄筋コンクリート造			
耐震改修の計画		☐ 耐震改修工事を実施したことにより、所要の耐震性能を確保したことを確認しています。			
耐震 性能の 評価者	上記内容について確認していることを証明します。				
	建築士登録番号	種 別	☐ 一級	☐ 二級	☐ 木造
		登録番号	大臣・	知事登録第	号
	氏名				
	建築士事務所名				
	所在地				

注) 耐震性能の評価は、建築物の耐震改修の促進に関する法律(改正平成17年法律第120号)及び同法に基づく基本方針・技術指針に基づく評価によること
注) 当該建築物を設計することができる資格を有する者が証明すること